流山市学童クラブガイドライン



令和5年4月 流山市教育委員会

はじめに

いわゆる「学童保育」は、昭和30年代初頭から母親の就労の増加に伴い、保護者等の自主運営として全国的に広がっていったことに始まります。このため当該事業の運営の主体・内容・場所等については、地域の実情に応じて多様性を幅広く包含しながら展開されてきた経緯があります。

国においては、平成10年度から児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)としての法制化が行われ、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を機に、設備及び運営に関する基準の制定、放課後児童支援員の資格化、市町村を実施主体とする地域子ども・子育て支援事業への位置付け、運営主体の市町村への届出制化等が実施されました。また、放課後児童クラブの多様な実態を踏まえて、望ましい方向性に導いていくための全国的な標準仕様としての運営指針が示され、平成29年3月にはその解説書も示されて今日に至っています。

本市においても、名称を「学童クラブ」として全小学校区への設置を進めながら、保護者を主体とする運営委員会の自主運営に対する市の補助事業(自主運営方式)として実施してきた経緯があります。平成24年度からは、流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例に基づき、市が設置する公の施設として位置付け、指定管理者制度に基づき社会福祉法人やNPO法人等が運営する公設学童クラブ(公設民営方式)として実施しています。

また、平成27年度からは、国の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、運営主体は、児童福祉法に基づき市に届出を行い、国の基準に基づき市が制定した流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守して運営することとなりました。

現在、本市においては、中部地域・南部地域を中心に人口増加が続いており、特に共働きの子育て世代の増加に伴って小学校の児童数と学童クラブの需要も増加している状況にあります。このため、学童クラブの量的拡充を図ると同時に、適切な運営の質を確保していくことが重要課題となっています。また、児童や保護者を取り巻く環境や価

値観が多様化・複雑化する中で、支援員等の資質や専門性の向上が求められています。

これら国の動向や本市の状況・課題等を踏まえて、この度策定したこの流山市学童クラブガイドラインは、設置主体や運営主体の違いによらない本市学童クラブの基本的事項等を整理するとともに、各学童クラブの実情や創意工夫に基づく運営の柔軟性や多様性に配慮しつ、望ましい方向性を示すための標準的仕様として策定したものです。なお、本ガイドラインの策定に当たっては、関係法令や国の運営指針等の内容に則したものとしたほか、運営主体である指定管理者や市の附属機関である流山市子ども・子育て会議の意見を踏まえて策定しました。

今後は、市・運営主体・支援員等が、本ガイドラインに基づき、本市の学童クラブのあり方を確認・共有し、保護者、学校及び地域等の理解と協力を得ながら、本市学童クラブ事業の推進、各学童クラブの運営及び児童の育成支援に連携・協力して取り組み、その質の向上に努めてまいります。

目 次

第	1 草		総	則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	位	置	付	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	定	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	根	拠	及	び		的	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4	基	本	理	念		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	5	整	備	及	び	設	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	6	委	託	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	7	坟寸	象	児	童		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	8	開	所	条	件		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	9	保	育	料	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第	2 章		入	所	及	7 <i>)</i> "	退	所	Í			•	•			•	•			•	•	•	•					•	12
,,,	1		所				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			12
	2		所		• .	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		15
	3		所			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		17
第	3 章								•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			18
	1								Î			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		18
	2													•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		19
	3								ط إ	<u>ਰ</u>	る	児	己宣		\ σ.	χ̈́	寸 応	Λ	•	•	•	•	•	•	•	•	•		19
	4		所						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		20
	5		護							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		21
	6	緊	急	時	の	対	心		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
第	4章		運	営		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	1	支	援	員	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	2	支	援	の	単	位		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	3	職	員	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	4	研	修	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	5	職	場	倫	理	及	び	秘	密	保	持	等	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	6	要	望	•	苦	情	の	対	巾心	及	び	怎	て 善	<u> </u>	Ę	i L	<u> </u>	り取	Z V) 刹] <i>7</i> ,	}	•	•	•	•	•	•	27

第	5	章		施	設	及	び	設	備	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	1		専	用	\boxtimes	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	2		施	設	`	設	備	及	び	備	品	等	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
第	6	章		衛	生	管	理	及	び	安	全	Ţχ	扩策	<u>F</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	1		衛	生	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 1
	2		安	全	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
第	7	章		学	校	及	び	地	域	等	ے	σ	連	直接	隻	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
	1		学	校	ح	の	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
	2		地	域	等	۲	の	連	携		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
	3		市	及	7 <i>)</i> "	運	営	ŧ	体	相	互	σ)	巨撐	ŧ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33

第1章 総則

1 位置付け

- (1) この流山市学童クラブガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)は、設置主体や運営主体の違いによらない流山市学童クラブ(以下「学童クラブ」といいます。)の基本的事項等を整理するとともに、望ましい方向性を示すための標準的仕様として策定するものです。
- (2) また、本ガイドラインは、各学童クラブの実情や創意工夫に基づく運営の柔軟性や多様性に配慮する観点から、最低基準としてではなく、市、運営主体及び支援員等が学童クラブのあり方を確認・共有するための指針として策定するものです。
- (3) 市、運営主体及び支援員等は、本ガイドラインに基づき、保護者、学校及び地域等の理解と協力を得ながら、学童クラブ事業の推進、各学童クラブの運営及び児童の育成支援に連携・協力して取り組み、その質の向上に努めるものとします。
- (4)本ガイドラインは、学童クラブを取り巻く環境や状況の変化、 制度改正等に対応するため、必要に応じて見直すものとします。

2 定義

- (1) 学童クラブとは、市内において、児童福祉法(昭和 22 年法律 第 164 号) 第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事 業を行う事業所であって、市が委託(指定管理者制度を含みま す。以下同じです。) する法人が運営するものをいいます。
- (2)公設学童クラブとは、市が公の施設として設置し、市が指定管理者に指定する法人が運営する学童クラブをいいます。
- (3) 民設学童クラブとは、法人が設置し、市の委託を受けて当該法人が運営する学童クラブをいいます。
- (4)設置主体とは、公設学童クラブを設置する市及び民設学童クラブを設置する法人をいいます。

- (5) 運営主体とは、公設学童クラブの指定管理者である法人(複合施設の指定管理者が共同企業体である場合にあっては、学童クラブの運営を担当する構成員である法人)及び民設学童クラブを運営する法人をいいます。
- (6)支援員等とは、運営主体の職員として学童クラブにおいて児童の育成支援に従事する放課後児童支援員及び補助員をいいます。
- (7)登録児童数とは、学童クラブに入所し登録上在籍している児童 の人数をいいます。
- (8) 登所児童数とは、学童クラブの開所日に登所し実際に出席している児童の人数をいいます。

3 根拠及び目的等

- (1) 学童クラブ事業は、児童福祉法(以下「法」といいます。)上の放課後児童健全育成事業として、法に基づき運営主体が市に届出を行い、流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号。以下「条例」といいます。)を遵守して運営する事業です。また、当該事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)上の第二種社会福祉事業及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)上の地域子ども・子育て支援事業として規定されています。
- (2)学童クラブ事業は、保護者が労働等(保護者の疾病や介護・看護、障害等も含みます。)により昼間家庭にいない小学校(特別支援学校小学部を含みます。)に就学する児童(以下「放課後児童」といいます。)を対象として、学校の授業終了後及び授業のない日(以下「放課後」といいます。)に、学童クラブ施設や学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、保護者や学校、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を継続的に支援し、その健全な育成を図ることを目的とします。

(3)市は、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業である学童クラブ事業の実施主体として、需要量の見込みや提供体制の確保方策等について市の子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」といいます。)に位置付け、当該事業の推進を図るものとします。

また、市は、学童クラブ事業の実施主体として、各学童クラブが適切に運営されるよう、運営主体を監督するとともに、当該運営に要する経費について、国及び千葉県からの財源及び市の予算の範囲内において運営主体に委託料を支出するものとします。

(4)市、設置主体、運営主体及び支援員等は、法及び条例のほか、以下の①の関係法令等(公設学童クラブにあっては、以下の②の指定管理者制度の関係法令等を含みます。)を遵守するとともに、放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発O331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以下「運営指針」といいます。)及び放課後児童クラブ運営指針解説書(平成29年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡別紙。以下「解説書」といいます。)並びに本ガイドラインの内容を踏まえ、学童クラブ事業の推進、各学童クラブの設置・運営及び児童の育成支援を行うものとします。

①関係法令等

- ア 児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)
- イ 社会福祉法
- ウ 子ども・子育て支援法
- 工 建築基準法 (昭和 25年法律第 201号)
- 才 消防法 (昭和 23年法律第 186号)
- 力 障害者差別解消法(平成25年法律第65号)
- キ 医療的ケア児支援法(令和3年法律第81号)
- ク 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)

- ケ 労働関係法令(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等)
- 口 個人情報保護法(平成15年法律第57号)
- サ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
- シ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26年厚生労働省令第63号)
- ス 流山市子育てにやさしいまちづくり条例(平成 19 年条例 第 39 号)
- 也 放課後児童健全育成事業実施要綱(平成 27 年 5 月 21 日 雇児発第 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知別紙)
- ソ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について(平成27年3月27日雇児育発0327第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)
- タ その他関係法令等
- ②指定管理者制度の関係法令等
 - ア 地方自治法 (昭和 22年法律第 164号)
 - イ 流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 16 年条例第 27 号)
 - ウ 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例 (平成 23 年条例第 15号)
 - エ 流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則(平成 16 年規則第 52 号)
 - オ 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 28 年教育委員会規則第 6 号)
 - 力 指定管理者制度導入にかかる指針

- キ 流山市指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関する ガイドライン
- ク 指定管理者制度に係る施設利用の満足度調査実施要領
- ケ 公共サービス基本法(平成21年法律第40号)
- 女性活躍推進法(平成27年法律第64号)
- サ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
- シその他関係法令等

4 基本理念

- (1)児童の権利に関する条約、法及び流山市子育てにやさしいまちづくり条例の理念に基づき、子ども一人ひとりを幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在として尊重し、子どもの最善の利益を優先します。
- (2) 放課後に子どもを安全に預かり保護者の元へ帰す責務を常に自 覚し、責任感を持って真摯に子どもの健全な育成と遊び及び生活 の支援(以下、「育成支援」といいます。)を行います。
- (3)子どもが集団の中で仲間達と生き生き遊び生活できるよう、 日々情熱を持って創意工夫し、子どもの健やかな成長を支援します。
- (4)支援員等と子ども達や保護者が互いに信頼関係を築き、放課後 に子どもが継続的に安心して生活できるよう支援します。
- (5) 働く保護者に寄り添い、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- (6) 保護者、学校及び地域等と連携し、子どもをみんなで育む学童 クラブを目指します。

5 整備及び設置

(1)市は、学童クラブ事業の実施主体として、需要に対応する定員を確保するため、計画に基づき学童クラブを整備するものとします。

- (2) (1)において、市は、公設学童クラブを整備するとともに、 6に基づき適切と認める設置主体が計画に基づき民設学童クラブ を整備する場合においては、当該整備に要する経費について、国 及び千葉県からの財源及び市の予算の範囲内において当該設置主 体に補助することができるものとします。
- (3) 市は、すべての流山市立小学校の通学区域(以下「小学校区」といいます。)ごとに公設学童クラブを設置するものとします。 なお、学童クラブは放課後児童の育成支援の場として学校からの登所の安全確保が前提となることから、市は、当該学校の校舎内、敷地内又は近隣など、児童が当該学校から徒歩で安全に登所できる範囲の場所に学童クラブを設置するものとします。
- (4)民設学童クラブの設置主体は、当該学童クラブが対象とする小学校の近隣など、児童が当該学校から徒歩で安全に登所できる範囲の場所に学童クラブを設置するものとします。

ただし、当該設置主体が、送迎支援事業として当該学校と学童 クラブ間における車両による運送等の代替となる手段を提供する 場合(当該利用に係る料金を徴収しない場合に限ります。)には この限りではありません。

6 委託

- (1) 市は、学童クラブ事業の実施主体として、設置主体及び運営主体の違いによらない各学童クラブの運営に関する一定水準以上の質、継続性・安定性及び入所基準・保育料等の公平性等を確保する観点から、5に基づき整備及び設置された学童クラブの運営を適切と認める事業者に委託するものとします。
- (2)市から学童クラブの運営を受託する事業者は、学童クラブの運営主体として、本ガイドラインの内容を踏まえて適切に運営する ものとします。
- (3) (1) において、市は、法に基づく届出及び条例に基づく基準 に適合して運営しようとする事業者であって、安定した経営基盤 や運営体制のほか、児童の健全育成や地域の実情についての理解

を十分に有し、継続的・安定的に運営することができる事業者に 学童クラブの運営を委託することができるものとします。

その場合において、受託できる事業者(複合施設の運営を共同企業体として受託する場合にあっては、学童クラブの運営を担当する構成員である事業者)は、法人その他の団体等(個人は不可。)であって、かつ、①の事項のいずれにも該当しないものとします。

①欠格事項

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4第1項(同項を準用する場合を含む。)に規定する者に該 当するもの
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する 場合を含む。)に規定する者に該当するもの
- ウ 地方自治法第92条の2、第142条又は第166条に該 当する者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、これらの法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続の開始決定がされていないもの
- オ 国税、県税又は市税を滞納している者
- カ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体であること。また、役員に同条第6号に規定する暴力団員がいること。
- ク 地方自治法第244条の2第11項に規定する者に該当するもの

- ケ 学童クラブを円滑に運営できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- コ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に手形又は小切手を不渡りにした者

7 対象児童

- (1) 各小学校区の公設学童クラブの対象児童は、原則として当該小学校の放課後児童とします。
- (2) 民設学童クラブの対象児童は、原則として当該学童クラブの設置主体が定める小学校の放課後児童とします。
- (3) 流山市立小学校以外の学校の放課後児童(市民に限ります。) については、当該児童の居住する小学校区の公設学童クラブ又は 当該小学校区を対象とする民設学童クラブの対象児童とします。 ただし、保護者等の送迎により登所及び降所の安全が確保できる 場合に限ります。
- (4) 運営主体は、(1) ~ (3) の対象児童(以下「基本対象児童」といいます。) の入所決定の後に受入れが可能な場合においては、基本対象児童以外の放課後児童を対象児童とすることができるものとします。ただし、当該児童を基本対象児童とする学童クラブに入所できない場合であって、保護者等の送迎により登所及び降所の安全が確保できる場合に限ります。

8 開所条件

(1) 開所日

月曜日から土曜日 ただし、(2)の休所日を除きます。

(2) 休所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

ただし、運営主体は、必要と認めるときは市の承認を得て、休 所日を変更し、又は臨時に休所日とすることができるものとしま す。

(3) 開所時間

①基本開所時間

学校の授業のある日 授業終了後から午後6時まで 学校の授業のない日 午前8時から午後6時まで

②延長保育時間

すべての開所日 午後6時から午後7時まで学校の授業のない日 午前7時から午前8時まで

(4) その他

保護者がやむを得ない事情により、延長保育時間を超えて育成支援を希望する場合、運営主体の自主事業として夜間特別保育を実施することができるものとします。

この場合の時間は、開所時間終了後から最長午後9時までの範囲で、運営主体が設定するものとします。

9 保育料等

(1) 収受

運営主体は、自身の収入として保護者から保育料等を収受し、 当該学童クラブの運営に要する経費に充当するものとします。

(2) 保育料等の額

- ①保育料月額9,500円
- ②延長保育料 1回100円
- ③その他運営主体の自主事業として夜間特別保育を実施する場合の料金は、運営主体が設定するものとします。

(3)納入期限

①保育料毎月25日(入所した日が25日後であるときは、翌月の25日とし、これらの日が休所日に当たる場合にあっては、これらの日後において最も近い開所日)

- ②延長保育料 翌月の25日(その日が休所日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い開所日)
- ③その他運営主体の自主事業として夜間特別保育を実施する場合の納入期限は、運営主体が設定するものと します。

(4)日割計算

児童が月の途中に入所し、又は退所した場合における当該月の保育料は、当該月に当該児童が利用可能であった日数(25日を超えるときは25日)を25で除した数を当該保育料に乗じて得た金額(10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額)とします。この場合において、既に当該額を超えて納入された当該月分の保育料があるときは、その差額を還付するものとします。

(5) 減免

- ① 運営主体は、保護者の属する世帯が以下のア〜オのいずれかに該当するときは、当該に定める割合を当該保護者が納入すべき保育料の額に乗じて得た額を当該保護者が納入すべき保育料から減免するものとします。
 - ア 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯 100分の100
 - イ 世帯に属する者の全てが前年度分の市町村民税が非課税の 世帯 100分の100
 - ウ 世帯に属する者の全てが前年分の所得税が非課税の世帯であって、かつ、前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(ア及びイに掲げる世帯を除く。) 100分の60
 - エ 世帯に属する者の全てが前年分の所得税が非課税の世帯であって、かつ、前年度分の市町村民税のうち所得割の税額が 5,000円未満である世帯(ア及びイに掲げる世帯を除 く。) 100分の30
 - オ その他市が必要と認める世帯(ア〜エに準ずる世帯) 市が必要と認める割合(ア〜エに準ずる割合)

- ② 市は、減免した保育料に相当する額を運営主体に補償するものとします。
- ③ 運営主体は、保育料の減免制度について利用者全員に広く周知するものとします。

(6)滞納防止

運営主体は、利用者負担の公平性や運営の安定性・継続性を確保する観点から、保育料等の滞納の防止に努めるものとします。

第2章 入所及び退所

1 入所基準

(1)入所要件

入所基準を適用する要件は、放課後児童の保護者が以下の①~ ⑥のいずれかの事由に該当するときとします。

- ① 就労 月の就労時間の合計が64時間以上であって、月 12日以上かつ1日5時間以上労働することを常 態とすること。
- ②妊娠・出産 出産予定日をはさんで前後2か月合計5か月以内であること。
- ③疾病・障害 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の被害を受け、その復 旧に当たっていること。
- ⑤ 就学 学校に在学している又は職業訓練を受けていて、 月の就学時間の合計が64時間以上であって、月 12日以上かつ1日5時間以上就学することを常 態とすること。
- ⑥その他 昼間家庭で養育できないと市が認める事由(介護、看護、DV等)に該当すること。

(2)優先児童

運営主体は、入所要件を満たす児童のうち、小学校3年生までの児童及び障害のある児童(以下「優先児童)といいます。)を優先して受け入れるものとします。

優先児童以外の入所要件を満たす児童については、優先児童の 入所決定の後に受入れが可能な場合において受け入れるものとし ます。

(3)利用指数及び調整指数

運営主体は、入所児童の選考が必要な場合は、保護者の状況等を踏まえて選考するものとし、利用調整に当たっては、以下の①

の利用指数及び②の調整指数を合算した値が高い順に優先順位を決定するものとします。

この場合において、当該合算した値が同じ場合は、児童の生活・養育の現状から見て緊急度の高い順に優先順位を決め、調整を行うものとします。

①利用指数

		保	護者の状況	利用指数
		常勤者	月20日以上かつ1日8時間以上	10
		専 従 者	月20日以上かつ1日6時間以上	9
	外 勤		月20日以上かつ1日8時間以上	9
労働するこ		パート 臨時等	月16日以上かつ1日6時間以上	7
とを常態と			月12日以上かつ1日5時間以上	5
している		事業主	月20日以上かつ1日8時間以上	9
	自営業	専 従 者	月20日以上かつ1日6時間以上	8
		協力者	月16日以上かつ1日6時間以上	7
		補助者	月12日以上かつ1日5時間以上	4
妊娠中であるか又は出	妊娠・と	L XX	妊娠障害等により30日以上入院見込みがあるとき、又は多胎妊娠のとき	8
産後間がないこと		11 /生	出産予定日をはさんで前後2か月合計5か月以内のとき	6
		入院	1 か月以上入院している場合(入院予定を含む。)	10
疾病•負傷	疾 病	居宅内	3 0 日以上の療養が必要で常時寝たきりの状態にある者	9
又は精神・ 身体に障害 を有してい		療 養	定期的な通院加療が必要で児童の保育に当たれない者	7
る			身体障害者手帳1級、2級精神障害者保健福祉手帳1級、2級	10
	障害		療 育 手 帳 A 以 上	10
			上記以外の障害	7

災害復旧	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため児 童の保育に当たれないとき	11
就 学	月20日以上かつ1日8時間以上	9
	就労を前提に	8
	各種の学校に 通学するとき 月16日以上かつ1日6時間以上	7
	月12日以上かつ1日5時間以上	5
7 0 lb	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭となっているとき	10
その他	昼間家庭で保育できないと市が認める事由(介護、看護、DV等)に該当するとき	1 ~ 10

②調整指数

	-												
	条 件	調 整指 数											
	1 年生	+ 9											
	2 年 生												
	3 年 生												
	4 年 生												
	5 年 生												
	ひとり親世帯	+ 1											
	生活保護法による扶助を受けているとき	+ 1											
加算	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+ 1											
指数	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	+ 1											
	一定の障害がある児童を保育しようとするとき	+ 1											
	産休、育児休業期間が終わり、職場復帰するとき	+ 2											
	兄弟姉妹がその学童クラブに既に入所しているとき	+ 1											
	父母が別居(海外等単身赴任・拘禁)しているとき	+ 1											
	保留決定後、3か月以上が経過しているとき	+ 1											
	児童福祉等の観点から、特に調整が必要と認められるとき	+ 1 ~ + 10											

	同居する祖父母(65歳以上を	除く。)や近隣に居住する親	_ 1
減	族が保育に当たることができる。	とき	1
算 指	理由なく過去3か月以上の保育を	料を滞納しているとき	- 5
数	保育料の滞納が6か月以上あり、	. 納付の督促等に対して誠意	- 10
	ある対応が見られないとき		- 10

2 入所

(1)定員

各学童クラブの定員は、当該学童クラブの設置主体が定めるものとします。

(2)入所期間

学童クラブの入所期間は、原則として各年度4月1日から3月31日までとし、入所の申請及び決定は単年度ごとに行うものとします。

(3)入所申請及び入所決定

運営主体は、原則として以下の①及び②の申請期間において入所の申請を受け付けるものとし、入所基準及び定員に基づき、以下の①及び②の標準処理期間において入所の可否を決定し通知するものとします。

① 当初入所申請

年度当初からの入所について申請を受け付ける期間は、前年度の12月中の開所日とし、2月中旬までに入所の可否を決定し結果を通知するものとします。

②随時入所申請

運営主体は、①の申請期間終了後も随時、入所申請を受け付けるものとします。

この場合において、申請を受け付ける期間は、入所を希望する日の属する月の前月10日(その日が休所日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い開所日)までとし、当該申請期間終了後14日以内に入所の可否を決定し結果を通知するものとします。

(4) 弹力的運用

運営主体は、年度当初からの入所を希望する優先児童については、原則として全員を受け入れるよう努めるものとします。この場合において、登録児童数が定員を超えるときは、以下の①又は②に基づき条例の基準に適合する範囲内において弾力的に運用するものとします。

なお、市は、登録児童数が定員を大幅に上回る状況が長期にわたり継続することのないよう、学童クラブを計画的に整備し、需要に対応できる定員を確保するよう努めるものとします。

- ① 年度当初4月の登録児童数に対して当該月における土曜日を除く開所日の登所児童数の平均が概ね8割程度であることや、登録児童数も4月をピークに夏休み後から年度末に向けて徐々に減少する傾向があることなどを考慮して、運営主体は、定員に100分の20を乗じて得た登録児童数の範囲内において、定員を超えて児童を受け入れることができるものとします。
- ② 運営主体は、第5章1の専用区画の面積を登録児童数1人当たり1.65㎡以上確保できる場合には、定員を超えて児童を受け入れることができるものとします。

市は、この場合において面積が不足する場合には、放課後に使用可能な特別教室等を活用できるよう、必要な調整や備品の整備などを行い、適切な面積及び環境を確保するよう努めるものとします。

(5)待機児童

- ① 運営主体は、入所要件を満たす申請者が入所不許可となった場合に待機児童として扱うこととします。ただし、当該学童クラブに受入れが可能となった場合又は基本対象児童としての受入れが可能な他の学童クラブがある場合に、入所する意向のある者に限ります。
- ② 運営主体は、児童の受入れが可能となった場合は、待機児童及び随時入所申請の申請者のうち、優先度の高い者から順に入所を許可するものとします。

③ 市及び運営主体は、1小学校区を対象として複数の運営主体が存在する場合であって待機児童が生じる可能性があるときは、連携して当該学童クラブの入所や申請の状況を把握し、必要なあっせん又は調整等に努めるものとします。

(6)案内

- ① 市は、入所申請の概要や日程等について、広報ながれやま及び市ホームページに掲載し、広く周知するものとします。
- ② 運営主体は、各小学校区の新1年生に対し、流山市立小学校の就学時健康診断の際に、文書で入所の案内を配付するものとします。
- ③ 運営主体は、具体的な申請手続や学童クラブの運営内容、利用に当たっての留意事項等を保護者が確認できるよう明文化し、しおりやホームページ等にわかりやすく掲載するとともに、小学校区ごとに入所説明会を開催し、保護者への周知を図るものとします。

3 退所等

- (1)運営主体は、保護者が入所要件を満たさなくなったときは、速 やかに学童クラブへ申し出るよう周知するものとします。
- (2) 運営主体は、利用者が学童クラブを退所しようとするときは、 あらかじめ保護者が退所届を学童クラブへ提出するよう周知する ものとします。
- (3) 運営主体は、感染症の疾病を有するときなど、学童クラブの運営上の支障としてやむを得ない事由があると認められるときは、 あらかじめ市と協議した上で児童の入所を制限し、又は入所の許可を取り消すことができるものとします。

第3章 育成支援

- 1 育成支援の内容
- (1)支援員等は、流山市子育てにやさしいまちづくり条例の理念に基づき、すべての児童が幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在と認識し、運営指針及び解説書の第2章における児童の発達の特徴や過程を踏まえて、児童それぞれの発達過程に配慮した支援の提供に努めるものとします。
- (2)支援員等は、年齢の異なる児童や障害を持つ児童などが共に遊び生活する場である学童クラブの特性に留意し、児童が集団の中で互いに仲間として尊重し合える関係が構築できるよう配慮する ものとします。
- (3)支援員等は、学童クラブにおける集団の中での遊びや生活を通じて、児童の自主性、社会性及び創造性を育て、基本的な生活習慣が身に付くよう、育成支援の創意工夫に努めるものとします。
- (4)支援員等は、学童クラブに通うことの必要性を児童が自ら理解 して通い続けられるよう、保護者と連携・協力して支援するよう 努めるものとします。
- (5)運営主体及び支援員等は、おやつについて、補食としての栄養面、活力面及び食育面も考慮し、児童の成長に合わせて適切に提供するよう努めるものとします。また、休息時間であることを踏まえて、児童にとって楽しみな時間となるよう工夫に努めるものとします。
- (6) 運営主体及び支援員等は、授業がない日における昼食や夜間特別保育における補食又は軽食などの提供を保護者が希望する場合には、当該保護者の実費負担により仕出し弁当等を手配するなど、可能な範囲での配慮に努めるものとします。
- (7) 運営主体及び支援員等は、(5) 及び(6) 等の食品の提供に当たっては、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー事故や窒息事故等の防止に努めるものとします。

(8)支援員等は、放課後の生活の一環として、一定の時間や環境を設けて宿題や自習等の自主的な学習活動への取り組みを促すなど、児童が自ら家庭学習に取り組む習慣を身に付けるための支援を行うものとします。また、宿題については保護者の考えも聞き共通の理解を持つよう努め、困っている児童には可能な範囲で支援に努めるものとします。

なお、学童クラブにおいて学習支援を希望する保護者には、学童クラブが遊びと生活の場であることに理解を得るよう努めるとともに、家庭においても、可能な範囲で児童の音読を聞いたり学習内容に目を通したりして励ましてもらうことで、家庭でのふれあいやコミュニケーションを深め、学習意欲を高めることに繋がることなどに理解を得るよう努めるものとします。

2 障害のある児童への対応

- (1)設置主体、運営主体及び支援員等は、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、学童クラブでの生活を通じて児童同士が共に成長できるよう、障害のある児童が学童クラブの利用を選択できる機会が確保されるための適切な配慮と環境整備を図り、受入れに努めるものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、児童や保護者との面談などを通して、児童の障害の状況を正確に把握するとともに、家庭での状況 や保護者の意向等を確認し、計画的に児童の支援に当たるものと します。
- (3) 運営主体及び支援員等は、市及び学校、障害児相談支援事業 所、放課後等デイサービス事業所その他関係機関等と連携・協力 して、児童の特性に応じた支援方法を検討するものとします。

3 特に配慮を必要とする児童への対応

(1)支援員等は、児童虐待が疑われるときは、運営主体及び施設長と協議の上、市又は児童相談所に速やかに通告するものとします。

(2) 運営主体及び支援員等は、児童虐待のほか、生活困窮、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等による育児と就労の両立困難、DV等の問題がある家庭等の特に配慮を必要とする児童への対応については、保護者、市及び学校その他関係機関と連携して、適切に対応するよう努めるものとします。

4 登所及び降所

- (1) 運営主体及び支援員等は、保護者、学校及び地域等と連携し、 児童の登所及び降所の安全確保に努めるものとします。
- (2)支援員等は、授業のある日の登所について、集団での登所を推進するほか、学童クラブが学校の敷地外にある場合は、学校や地域のボランティア等と連携し、児童の登所の安全確保に努めるものとします。
- (3)支援員等は、授業がない日の登所について、原則として付き添いの保護者から直接、児童を預かるものとします。ただし、事前に保護者から申出があった場合は、その指定する18歳以上の者から確実に児童を預かるものとします。
- (4)支援員等は、降所について、原則として迎えの保護者に直接、 児童を引き渡すものとします。ただし、事前に保護者から申出が あった場合は、その指定する中学生以上の者に確実に引き渡すも のとします。また、保護者から事前に申請があった場合には、3 年生以上に限り、利用児童は夏季(3月~9月)においては午後 5時まで、冬季(10月~2月)においては午後4時までに一人 帰りすることを認めることとします。

(一人帰りについては、令和3年5月6日より施行)

- (5)(3)及び(4)は、児童が学童クラブ外部の習い事等に通う場合について準用します。
- (6)送迎支援事業として車両による運送を行う民設学童クラブの運営主体は、法令等を遵守し安全運行を徹底するとともに、当該車両に支援員等を1名以上同乗させるものとします。また、児童の乗車及び降車時には、点呼等の方法により確実に児童の所在を確認し、安全を確保することとします。(3)及び(4)は、この

場合について準用し、「支援員等」とあるのは「同乗する支援員等」と読み替えます。

- (7) 保護者の送迎は、児童の登所及び降所の安全確保のほか、日頃から支援員等と保護者がコミュニケーションを図り、学童クラブにおける適切な児童の育成支援に繋げるための機会でもあり、運営主体及び支援員等は、その必要性について保護者の理解を得るよう努めるものとします。
- (8) 市、運営主体及び支援員等は、保護者がやむを得ない事情により送迎が困難なときのために、流山市ファミリー・サポート・センターの入会及び利用の周知に努めるものとします。その場合にあっては、当該制度が地域における育児の相互援助を趣旨とすることを踏まえて、利用会員のほか提供会員(両方会員)としての登録を周知するなど、地域及び保護者相互の助け合いの促進に努めるものとします。

5 保護者との連携

- (1)運営主体及び支援員等は、送迎の際などに、学童クラブや家庭での様子について情報交換するよう努めるものとします。また、必要に応じて連絡帳や個人面談、懇談会等の様々な方法を適切に活用するものとします。
- (2)運営主体及び支援員等は、ホームページや定期的な通信の発行、懇談会等を通じて学童クラブの活動を積極的に情報発信し、保護者が活動や行事等に参加する機会を設けるなどして、学童クラブの運営や児童の育成支援に保護者の理解と協力を得られるよう努めるとともに、保護者相互の交流や助け合いの促進に努めるものとします。
- (3) 運営主体及び支援員等は、保護者の就労状況等に基づき、児童が通常利用する曜日・時間等をあらかじめ把握するよう努めるとともに、児童の出欠予定をあらかじめ把握するよう、必要な措置を講じるものとします。また、急に欠席する場合の連絡方法をあらかじめ定めて保護者に周知するものとし、登所時には必ず児童の出欠確認を行うものとします。

- 6 緊急時の対応
- (1) 運営主体及び支援員等は、緊急時の連絡体制を整備し、あらかじめ保護者へ周知するものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、学童クラブでの育成支援中に、児童 の体調不良や負傷等が生じたときは、速やかに市及び保護者へ連 絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

なお、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病 (骨折等を含みます。)を伴う事故等が発生した場合には、国の 指定様式により、速やかに市(市→千葉県→厚生労働省、市→消 費者庁)に報告するものとします。

- (3) 運営主体は、児童や放課後児童支援員の事故や怪我等に備え、損害賠償保険及び傷害保険等に加入するものとします。
- (4)運営主体及び支援員等は、インフルエンザ等の感染症で学級閉鎖となった際は、「うつらない」「うつさない」という感染症の拡大防止の趣旨を踏まえ、学級閉鎖期間(短縮日課となった場合の当日を除きます。)における当該学級の児童については育成支援を実施しないものとします。
- (5)運営主体及び支援員等は、学童クラブの開所中に災害が発生した場合は、原則として保護者に引き渡すまでの間、学童クラブで受け入れるものとします。ただし、災害の状況に応じて、市又は関係機関から指示があるときは、その指示に従い対応するものとします。

第4章 運営

- 1 支援員等
- (1) 放課後児童支援員は、学童クラブにおいて児童の育成支援を行う者であって、以下の①~⑥のいずれかに該当し、かつ、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したもの(令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含みます。)とします。
 - ①保育士の資格を有する者
 - ②社会福祉士の資格を有する者
 - ③高等学校を卒業した者又は相当の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの(類似する事業に2年以上従事した者であって、市が適当と認めたものを含む。)
 - ④教員免許状を有する者
 - ⑤大学(大学院及び外国の大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修(専攻)する学科(研究科)又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者及び当該学科又は当該課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者を含む。)
 - ⑥ 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市が 適当と認めたもの
- (2)補助員は、放課後児童支援員以外の者であって、放課後児童支援員が行う支援を補助するものとします。
- (3)障害児支援員は、障害のある児童を受け入れる学童クラブにおいて当該児童の支援を行う支援員等であって、当該支援に必要となる専門的知識等を有するものとします。

2 支援の単位

- (1) 運営主体は、学童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるよう、施設・設備や職員体制等の状況を総合的に勘案 し、適切な児童集団の規模で運営するものとします。
- (2)適切な児童集団の規模としての支援の単位は、児童が相互に関係性を構築し、集団としてまとまりをもってともに生活したり、 支援員等が児童一人ひとりと信頼関係を築いたりできる規模として、1単位の登録児童数を原則として40人以下とします。

ただし、第5章1の専用区画の面積及び形態並びに第2章2 (4)①の弾力的運用などを考慮し、条例の基準に適合する範囲内において、1単位の登録児童数を概ね50人以下とすることができるものとします。

(3) 運営主体及び支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行うも のとします。

ただし、土曜日や延長保育時間などの登所児童数が少ない開所日や開所時間には、条例の基準に適合する範囲内において、複数の支援の単位を合同した育成支援(合同保育)を行うことができるものとします。

3 職員体制

- (1)運営主体は、支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2人以上配置するものとします。ただし、1人を除いて補助員に代えることができるものとします。
- (2) 運営主体は、児童福祉事業に従事した経験がない者を補助員と して配置しようとする場合にあっては、職場内での実務を通じた 教育訓練(OJT)の期間を設けた後、配置するよう努めるもの とします。
- (3) 運営主体は、登録児童数が40人を超える支援の単位にあっては、支援員等を3人以上配置するなど、(1)の支援員等を加配するものとします。

- (4) 運営主体は、(1) の放課後児童支援員のうち、常勤の職員1 人を主任支援員として配置するものとします。
- (5) 運営主体は、各学童クラブに当該施設の管理運営に関する責任者(以下「施設長」といいます。)を1人配置するものとします。

なお、施設長は常勤の支援員とし、1施設の支援の単位数が1単位の場合又は単位数が2単位であって施設の定員数が70人に満たない場合に、当該施設に属する支援の単位(1単位に限ります。)の放課後児童支援員(主任支援員を含みます。)を兼ねることができるものとします。

- (6) 運営主体は、1施設の単位数が4単位以上の場合、施設の規模に応じて、各単位のサポートや単位間の連携を図ること等を目的とした職員(以下「複数単位加配支援員」といいます。)を配置するものとします。
- (7)運営主体は、障害のある児童を受け入れるときは、障害児支援 員を配置するものとします。

この場合において、運営主体は、(1)の支援員等に障害児支援員を加配(障害のある児童1人又は2人の場合にあっては障害児支援員1人以上、障害のある児童3人以上5人以下の場合にあっては障害児支援員2人以上、障害のある児童6人以上の場合にあっては障害児支援員3人以上)するよう努めるものとします。

4 研修

- (1)市、運営主体及び支援員等は、研修を通じて、児童の支援、学童クラブの運営及び保護者・学校・地域等との連携において必要な知識や技能など、支援員等に求められる資質や専門性の向上に努めるものとします。
- (2)市及び運営主体は、その主催又は共催により、支援員等を対象とした研修会等を年度ごとに複数回実施するものとします。当該研修会等の実施にあっては、すべての支援員等を対象とした児童の育成支援に関する研修、障害児支援員等を対象とした障害のある児童の支援に関する研修、施設長及び主任支援員等を対象とし

た学童クラブのマネジメントや保護者・学校・地域等との連携に関する研修、各運営主体や支援員等が相互に学び合う実践発表や事例検討等のワークショップ形式の研修など、研修内容の充実に努めるものとします。

- (3)支援員等は、職務の一環として研修に積極的に参加するほか、 自己研鑽・自己啓発に励み、知識及び技能の習得、維持及び向上 に努めるものとします。また、研修等で学んだ知識や技能を職場 内で共有し、各学童クラブにおける運営と育成支援の質の向上に 努めるものとします。
- (4) 運営主体は、支援員等が研修に参加する機会を積極的に確保するほか、職場内での実務を通じた教育訓練(OJT) や支援員等が研修等で学んだ知識や技能を職場内で共有する機会の確保に努めるものとします。なお、支援員等が職務の一環として研修に参加するための費用は運営主体が負担するものとします。
- (5) 放課後児童支援員は、1 (1) の放課後児童支援員認定資格研修を修了するほか、都道府県等が行う放課後児童支援員等資質向上研修を受講するよう努めるものとします。
- (6)補助員は、都道府県又は市町村が行う子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修(放課後児童コース)を修了するよう努めるものとします。
- (7)障害児支援員は、障害のある児童の受入れに必要な研修を受講するものとします。
- 5 職場倫理及び秘密保持等
- (1) 運営主体及び支援員等は、学童クラブが有する社会的責任や公 共性を自覚し、法令遵守と職場倫理の自覚を徹底して、その運営 や育成支援に取り組むものとします。
- (2)運営主体及び支援員等は、児童の権利に関する条約、法及び流 山市子育てにやさしいまちづくり条例の理念に基づき、児童や保 護者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して学童クラ ブの運営や育成支援に取り組むものとします。

また、児童や保護者に、国籍、信条又は社会的な身分による差別的扱いをしてはならず、虐待や体罰、体型・容姿・性別・障害等についての差別的言動、保護の怠慢・ネグレクトその他児童の心身に有害な影響を与える行為も行ってはなりません。

- (3) 運営主体の職員には、条例に基づき守秘義務が課されており、 正当な理由がなく業務上知り得た児童や家庭の様々な事業等に関する秘密を漏らしてはなりません。また、運営主体は、職員の退職後も守秘義務が守られるよう、文書を取り交わすなどの必要な措置を講じるものとします。
- (4) 運営主体及び支援員等は、児童や保護者の氏名や住所、電話番号、写真等の肖像権その他個人情報について、関係法令等を遵守 して適切に取り扱うものとします。
- (5) 運営主体及び支援員等は、関係機関との連携等に当たって情報 交換・情報共有が必要な場合は、守秘義務や個人情報保護に抵触 しないよう、情報の取扱いに配慮するものとします。
- 6 要望・苦情の対応及び改善・向上の取り組み
- (1)運営主体は、要望や苦情に対して適切な対応ができるよう、相談窓口を設置し、施設内への掲示や入所のしおりへの掲載等を通じて児童や保護者にあらかじめ周知するものとします。
- (2)運営主体及び支援員等は、要望や苦情を受け付けたときは、迅速に適切な解決に努めるものとします。また、多様な子育て観を持つ保護者の声に耳を傾け、事実関係を把握して丁寧な説明に努めるとともに、誠意をもって話し合うことで、より良い学童クラブの運営に繋げていく意識を持って対応するよう努めるものとします。
- (3) 運営主体及び支援員等は、苦情解決責任者・苦情受付担当者・ 第三者委員を定めるなど、苦情解決のための体制の構築や手順等 の整理に努めるとともに、要望や苦情の内容や対応方法について 職員間で定期的に確認・共有するよう努めるものとします。

- (4) 運営主体及び支援員等は、利用者へのアンケート調査等を年2 回以上実施して意見や要望等の把握に努めるとともに、運営内容 を自己評価して職員間で共有し、運営の改善・向上に努めるもの とします。
- (5) 運営主体は、数年に一度の頻度で第三者評価を受審することと します。評価結果は職員間で共有するとともに運営主体のホーム ページ等で公表し、運営の改善・向上に努めるものとします。ま た、受審の時期については市と協議の上で決定します。

第5章 施設及び設備等

1 専用区画

- (1)設置主体は、各学童クラブの開所時間を通じて専ら入所児童の 適切な遊び及び生活の場としての用に供する専用区画を設けるも のとします。
- (2)設置主体は、専用区画の面積を定員1人当たり1.65㎡以上 確保するものとします。
- (3)設置主体は、複数の支援の単位により育成支援を行う学童クラブを整備する際には、支援の単位ごとに専用区画を区分するなど、適切な児童集団の規模による支援の提供に適した専用区画の形態に配慮するものとします。
- (4) 運営主体は、保育料等以外に料金を徴収して任意の希望者が参加する自主事業(学習支援や習い事等)を行う場合は、当該自主事業の参加者以外の入所児童の遊び及び生活のための活動を妨げないよう、学童クラブの専用区画以外の場所又は開所時間以外の時間に行うものとします。

2 施設、設備及び備品等

(1)設置主体及び運営主体は、専用区画のほか、支援の提供に必要な施設の機能、設備及び備品等を備えるものとします。その場合においては、以下の①の施設の機能及び②の設備・備品・消耗品を備えるよう努めるものとします。

なお、複数の支援の単位により育成支援を行う学童クラブにおいては、その規模に応じた円滑な支援の提供に配慮した施設の機能及び設備・備品・消耗品を備えるよう努めるものとします。

①施設の機能

トイレ、静養スペース、事務スペース、キッチン、玄関、廊 下、手洗い場、足洗い場、収納スペース その他必要な機能 ②設備・備品・消耗品

空調設備、消火設備、防犯設備、児童用ロッカー、下駄箱、児童用テーブル、本棚、鍵付き収納庫、事務机・椅子・事務機器等、電話・FAX、冷蔵庫、洗濯機、傘立て、掃除用具、寝具、救急箱、AED、掛け時計、書籍、玩具、テレビ・プロジェクター・DVDプレーヤー等、調理設備・調理器具・戸棚・食器、フローリング・フロアマット・カーペット・畳等、防災頭巾、連絡用ポケット、出欠簿・タイムレコーダー・ICカードリーダー等、掲示板・ホワイトボード等 その他必要な設備・備品・消耗品

(2)設置主体は、障害のある児童も学童クラブが利用できるよう、 スロープや多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化に努 めるものとします。

第6章 衛生管理及び安全対策

1 衛生管理

- (1)運営主体及び支援員等は、施設・設備を清潔に保つほか、手洗いうがいを励行するなど衛生管理に努めるものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、食料・飲料等を適切に管理し、食中 毒の発生防止に努めるものとします。
- (3) 運営主体及び支援員等は、食中毒や感染症が発生した場合は、 市及び保健所に報告するとともに、適切に処置し、二次感染の防止に努めるものとします。
- (4) 運営主体及び支援員等は、食中毒や感染症発生時のマニュアルを作成し、対応方法について職員間で定期的に確認・見直しをするよう努めるものとします。また、対応方法について保護者へ周知するものとします。

2 安全対策

- (1)運営主体及び支援員等は、利用者の安全を図るための計画を作成し、計画に基づいて施設・設備等の定期的な点検、安全確認を行うものとし、施設・設備に異常があった場合は、速やかに必要な措置を講じるものとします。
- (2) 運営主体及び支援員等は、児童の登所や帰宅について、必要に 応じて市及び学校、地域その他関係機関と連携し、児童の安全確 保に努めるものとします。
- (3) 運営主体及び支援員等は、事件や事故、災害に関するマニュアルを作成し、対応方法について職員間で定期的に確認・見直しをするよう努めるものとします。また、対応方法について保護者へ周知するものとします。
- (4) 運営主体及び支援員等は、事件や事故、災害に関する訓練等を 定期的に実施するなど、不測の事態に対応し、施設の運営を継続 できるよう備えるものとします。また、発生した事故や事故につ ながる可能性のある事例(ヒヤリ・ハット事例)を収集・分析

し、職員間で共有化を図るなど、事故防止に努めるものとします。

第7章 学校及び地域等との連携

- 1 学校との連携
- (1) 運営主体・施設長・主任支援員・支援員等は、児童の生活の連続性を確保するため、日頃から学校及び保護者と情報交換・情報 共有を図るなど、日常的な連携に努めるものとします。
- (2)市(所管課)及び学童クラブ(運営主体、施設及び主任支援 員)は、小学校区ごとに学校と三者協議(1小学校区を対象とし て複数の運営主体が存在する場合等においては、四者以上の協 議)の機会を持ち、相互の円滑な連携に努めるものとします。
- (3) 市、運営主体・施設長・主任支援員・支援員等は、入所児童の活動の幅を広げるため、校庭、体育館及び特別教室等を学校運営に支障のない範囲内で利用できるよう、学校との調整に努めるものとします。

2 地域等との連携

- (1) 運営主体・施設長・主任支援員・支援員等は、学童クラブが地域から認知され、親しみを持ってもらう機会として、また、地域で児童を見守り支えてもらう観点から、地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、児童福祉施設、高齢者福祉施設、保健医療機関その他地域住民・団体・関係機関等との情報交換・情報共有や相互交流等による連携に努め、ソーシャル・キャピタルの醸成を図るものとします。
- (2) 運営主体・施設長・主任支援員・支援員等は、地域等の理解と協力を得て、地域の公共施設その他様々な地域資源を積極的に活用し、児童の活動の場や交流の機会の拡大を図るよう努めるものとします。
- 3 市及び運営主体相互の連携
- (1) 運営主体は、相互の情報を交換し、市と密に連携・協力して学 童クラブ全体の均衡ある発展と運営の質の向上を図るため、流山

市学童クラブ運営法人連絡協議会(以下「協議会」といいます。)を組織するものとします。

- (2)協議会は、市(所管課)及び運営主体による連絡会を定期的に開催し、相互の連絡及び調整と情報共有を図るものとします。
- (3)協議会は、その主催又は市との共催により、支援員等を対象とした研修会等を年度ごとに実施するものとします。

流山市学童クラブガイドライン

発 行 平成30年3月

改 訂 令和5年4月

編 集 流山市教育委員会 教育総務部

教育総務課 学童クラブ運営係

発行者 流山市教育委員会

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

